

## 越後屋別家上嶋家文書

上嶋家は近世越後屋京本店の別家中の一つであり、寛政一年（一七九九）に元々役となつた上嶋七郎兵衛（法名祖弘）を家祖として、現在の勉氏まで六代<sup>〔一〕</sup>続いている家である。同家の所蔵する史料は、量的にはダンボール一箱分弱といったところで、もともとはもつとあつたと思われる。同家は元治元年（一八六四）の禁門の変で焼けており、またその後の度重なる引越などによつて史料も取捨選別されていったと考えられる。現在の当主御夫妻は夫婦養子として昭和五四年に分家から本家相続に入られた由で、散逸しかかつた史料をかき集め、使い古された暖簾や三井高利夫妻の位牌などと共に保存に努力されている。

残存する史料は、初代が通勤の宿持手代となつて以降のものがほとんどで、ごく大ざっぱに分けると、

一、三井家関係  
初代七郎兵衛が重役として役向き上、心覚えとして手元

に持つていたと思われる三井家の系図や、同族の名前書、同族書簡、紀州家等御用筋接待関係の他、自身の昇級辞令である名目役役料申渡書、勤務中に貯えた店預け銀等に関するものがある。

### 一、自分商売関係

銀箔仲買仲間、酒造渡世関係、奉公人請状、借金証文、京本店への拝借銀関係等

### 一、家関係

慶弔関係の控書や親類に関するもの、初代の遺書の控、系図、相続筋、相続に關し京本店からの申渡

### 一、町との関係

初代の借家借り受けに關する証文、家主として借家人引取関係の証文等、新町通二条上ル家屋敷や、衣棚通二条上ル家屋敷の売券状写、譲り状の控、明治期の地券写等、また三代目による町役日誌の類い等

## 一、その他

脇指の控書や道具書付その他雜などがある。別家店としての店の経営状況を示す帳簿類は皆無である。家や町の関係史料は三井側に残らない貴重な史料もあり、また、証文類の本紙が三井文庫や他所にあって、控しかない、というものもある。ここには、これらの中から一部を選んで紹介することとする。

奉公人は首尾よく奉公をなしとげ、暖簾分けを許されて、商人として独立することが本懐であるが、三井では通勤役の宿手代が退役すると「家督」という榮誉ある家柄とし、三井家の冠婚葬祭やその他行事にも厚く迎える。また家督手代の冠婚葬祭に対してもそれぞれの地位に応じた待遇をする。

その家は代替わりしても「家督跡」として丁重にされるのである。上嶋家は元々家督跡である。

しかしながら、そのような重役手代でも、暖簾と家号をもつて自分店を構えると、それを維持発展させていくのは、なかなか大変だったようである。資金繰り、後継者、奉公人への暖簾分け等では大店の管理下にあり、何かの時には援助を受けられる代りに、不始末をしでかした時には、暖簾を取り上げられたり隠居させられたりすることがあった。その点は他の退役手代と同じである。

自分の店を持ちながら主家の店の経営に携わる重役手代の家系上嶋家の歴史から、三井家の数多くの別家店の一例をみることができよう。

上嶋家が明治一五年（一八八二）六月に三井大元方の求めによって提出した家の履歴によれば、同家の代々は次のように記されている。

祖先喜三兵衛 宝曆五亥年四月京本店江出勤

文化四年元々役

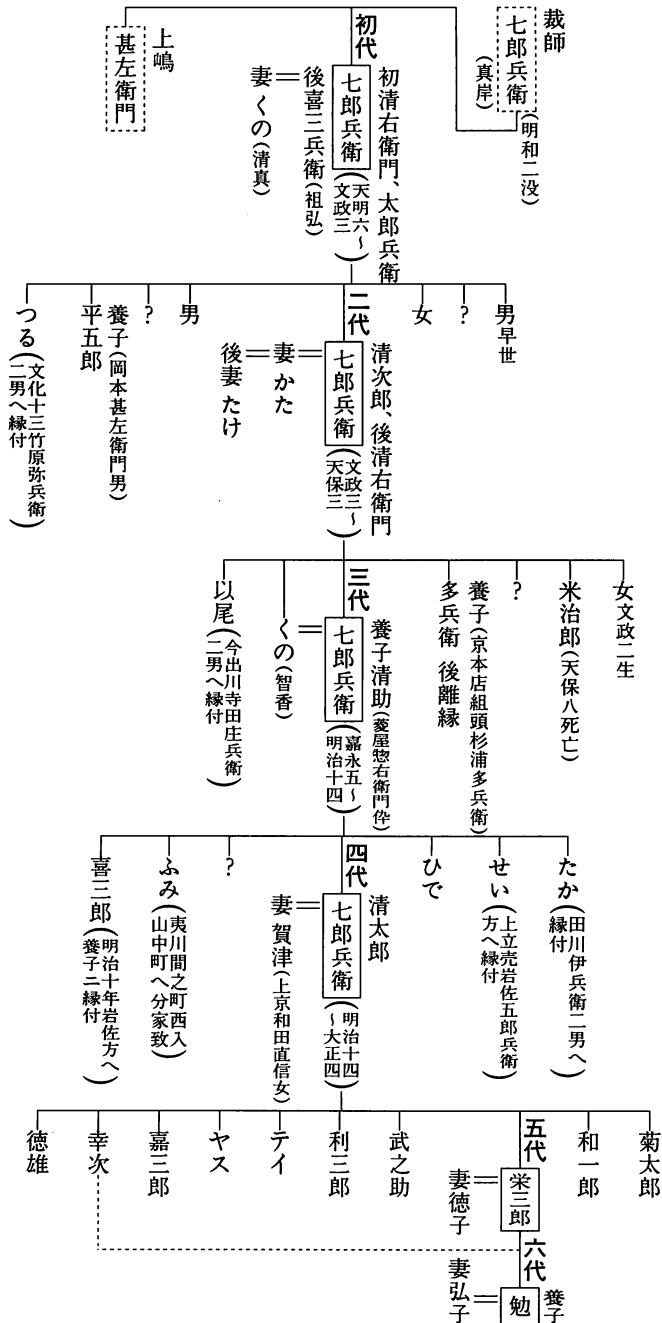
二代目実子七郎兵衛 寛政十二甲年四月京本店へ出勤  
三代目養子七郎兵衛 御店江出勤不仕

明治四末年御改正ヨリ入講  
四代目実子七郎兵衛 御店江出勤不仕

明治十五年ヨリ入講

右の史料中祖先喜三兵衛が初代七郎兵衛であり、その元々役になつた年代は寛政一一年の誤りである。二代目以降の実子養子の記載について、もう少し詳しくわかるよう相続の系図を作成した。この系図は明治一〇年以降に作られたと思われる「上嶋家先祖ヨリ代々記」（この代々記は保存状態が悪いうえ、正確さを欠いて注意が必要である）を基に三井側の史料から補足したものである。なお、三代目、四代目の記述に「入講」とあるのは相続講に加入了ことを意味する。さて、ここで上嶋家代々の略年譜をざっと見てみよう。こ

上嶋家略系図



## 上嶋家三代略年譜

年	月	事項
初代	宝暦 5 (1755) 宝暦 9 (1759)	13才 初代七郎兵衛、京本店へ泊、初清太郎、改清六（本1536） 17才 元服 （続1164）
	明和元 (1764)	正 父上嶋七郎兵衛、70才で京本店裁師を引退（本125、本1003）
	明和 5 (1768)	26才 上座役
	明和 8 (1771)	正 29才 役頭役
	安永 3 (1774)	正 32才 組頭役
	安永 5 (1776)	正 34才 支配役
	安永 7 (1778)	紀州家勤方となる
	安永 8 (1779)	正 37才 通勤支配役（史料1）名を太郎兵衛と改む 宿元へ引越（本127）、奉公人弥助雇入（史料6）
	" 9	宿入婚礼（本1555）
	安永 9 (1780)	3 38才 宿入婚礼（本1555） この頃奉公人源助雇入
	"	
	天明元 (1781)	正 39才 後見役（上嶋史料）
	天明 4 (1784)	正 43才 第1子誕生（早世）
	天明 5 (1785)	2 44才 名代役（史料2） 室町二条下ル町へ転宅（本1555）
	" 12	名を七郎兵衛と改む
	天明 6 (1786)	12 45才 嗣子清次郎生る
	天明 8 (1788)	6 47才
	寛政元 (1789)	2 48才 勅定名代（上嶋史料）
	寛政 2 (1790)	10 49才 元方掛名代（上嶋史料）
	寛政 9 (1797)	7 56才 加判名代（上嶋史料） 衣棚二条上ル町豎大恩寺北半町中辻仙庵借家へ転宅（史料17～20）
	" 8	
	寛政10(1798)	4 57才 紀州公の稻荷町抱屋敷接待役を勤む（本1555、上嶋史料）
	寛政11(1799)	4 58才 元メ役（史料3）
	寛政12(1800)	4 清次郎京本店へ入店（12才）（本1537）
	享和元(1801)	2 60才 自宅にて元メ役宅節を開催（史料4）
	享和 3 (1803)	12 62才 手代源助宿入ニ付、大元方より家号・暖簾印の認可を受ける（続1583-10）
	文化 2 (1805)	11 64才 衣棚二条上ル豎大恩寺町借家を譲り受ける（史料27、本1557）
	文化 3 (1806)	11 65才 新町通二条上ル町越後屋孫兵衛家屋敷三ヶ所を買得（史料21・22）
	文化 4 (1807)	66才 奉公人嘉助雇入れ（上嶋史料）
	文化 8 (1811)	6 70才 " 長吉雇入れ（上嶋史料）
	文化10(1813)	2 72才 70才年賀祝（上嶋史料、本1558）

二代目 不相続	文化11(1814)	正	73才 子息清次郎 (27才) 上座役で京本店退役 (別1651)
	文政元(1818)	2	77才 京本店宛遺書提出 (別1935/19)、同じ頃家族宛遺書を記す (史料9)
	文政2(1819)	"	清次郎に第1子(女兒)誕生 (本1558)
	文政3(1820)	6	78才 不快に付欠勤 (本1558)
	"	7	" 町名前、居宅とも併清次郎へ譲り、名を喜三兵衛と改む (上嶋史料、本1558)
	文政4(1821)	2	79才 清次郎再婚か?
	"	4	" 喜三兵衛没、香典35貫目、死後大元の格をもって葬式
	文政7(1824)	2	(36才)二代目七郎兵衛銀箔仲間元方役就任(史料11)任務遂行のため京本店より銀20貫目借用 (統567-1)
	文政9(1826)	8	(38才)七郎兵衛不身持により、本店より7貫目借銀 (統551-6)
	文政10(1827)	2	(39才)手代弥助宿入に付、暖簾印を京本店へ申請 (統551-11)し、大元方より許可を受ける (史料7)
三代目 不相続	天保3(1832)	7	(44才)近来開始の蠟燭商売難渋に付、本店へ銀子借用を願 (統534-1)
	"	8	( " )京本店より不身持を咎められ、跡式を子息米次郎へ譲り、名前を清右衛門と改む (史料13)
	天保4(1833)	9	米治郎、京本店へ子供として入店 (統304-5)
	天保6(1835)閏	7	(47才)上嶋清右衛門京本店へ再勤 (本135甲)
	天保7(1836)	11	米治郎の名で本店へ銀子借用願
	天保8(1837)	4	米治郎、元服前の角前髪にて死去
	"	8	銀箔仲間名前を越後屋源助預りとする (史料14)
	天保10(1839)		初代養子平五郎(上之店支配退役)宿入婚礼、又相続講へ加入
	弘化4(1847)		京本店組頭杉浦多兵衛を相続人として養子縁組
	嘉永2(1849)	正	上嶋多兵衛相続筋に付京本店を退役(勤仕23年)、但直後離縁 (本1434、別1651)
四代目	嘉永3(1850)	2	親類菱屋惣右衛門併清助(30才)を名跡相続人として京本店に願入れ (統738-8)
	"	4	(62才)清右衛門死去
	"	冬	酒造商壳着手
	嘉永4(1851)	9	清右衛門、くの、酒株買得のため銀34貫目を京本店へ拝借願 (統721-3-2)
	"	10	高倉通竹屋町上ル東側中程の酒造株600石道具付家屋敷を買得 (史料15)
	嘉永5(1852)	2	養子清助(32才)、七郎兵衛の名跡相続 (統721-3-2)
	"	4	別家源助暖簾印を上嶋方へ差戻しに付、本店へ持参 (統1583-10)
	安政4(1857)	正	長男清太郎生る
	文久2(1862)		東拾町組坂本町年寄当番を勤む (上嶋史料)
	元治元(1864)		禁門の変で類焼
三代目 相続	慶応2(1866)	7	衣棚地屋敷において酒造渡世再建費銀60貫目を京本店に借用願 (本1491-46-3)
	明治3(1870)		京都府へ酒造渡世届出 (史料16)
	明治4(1871)	9	北組町中持会所地屋敷および安田みす抱地面売得 (史料28)
	"		相続講入講
	明治14(1881)	11	長男清太郎、家督相続し、四代目七郎兵衛襲名、三代目は清右衛門と改む (史料30~32)
	明治15(1882)	正	三代目清右衛門死去

付表

										年 月	年 齡	職 階	役料(一ヵ年)	摘要								
										宝曆五、四月	宝曆九	明和五	明和八	安永三	安永五	安永八、正月	天明五、二月	天明元、正月	寛政元、二月	寛政二、一〇月	寛政九、七月	寛政一一、四月
五八才	五六才	四九才	四八才	三四才	三四才	三三才	二九才	二六才	一七才	一三才	一七才	元服	泊(子供)									
元△	加判名代	元方掛名代	勘定名代	名代役	後見役	宿持通勤支配	支配	組頭	役頭	上座												
九△〇〇〇目	七八〇〇〇目	七八〇〇〇目	五△二五〇匁	四△五〇〇目	三△七五〇匁	三△一三〇匁																
(但半季四△五〇〇目元方出し)	(内四△五〇〇目店出し)	(内三△三〇〇目元方出し)	(内二△七〇〇〇目本店出し)																			

注) 泊から支配までは西坂靖「越後屋京本店手代の入店・昇進・退職について」『三井文庫論叢』27号による。

の略年譜は上嶋家文書と、三井文庫が所蔵する記録・史料から作成したものである。

初代七郎兵衛は、初め清太郎の名で宝暦五年（一七五五）四月越後屋京本店へ<sup>(5)</sup>三才で入店。親は「綾小路油小路西へ入町 上嶋七郎兵衛」、請人は「醒ヶ井四条下ル町 菱屋嘉兵衛」、および「綾小路醒ヶ井東へ入町 萬屋利兵衛」さらには「口入七郎兵衛」とある。親ならびに口入とある七郎兵衛は、京本店の裁師（手代ではない）として四〇年もの間越後屋で働いている出入職人である。「上嶋家先祖ヨリ代々記」によると、初代は「醒ヶ井方引取相続ス」と記されていて、どうやら初代は裁師上嶋七郎兵衛の養子であるらしい。元服後清右衛門を名乗る。安永八年（一七七九）正月通勤支配となり名を太郎兵衛と改めた。三井では通勤支配となつても直ちに宿入は認められていなかつたが、同年の九月には既に七郎兵衛のもとに奉公人弥助の請状が入り、次いで自身は翌永九年（一七八〇）に宿入婚礼を果たしている。家の七郎兵衛を名乗つたのが天明六年一二月、名代の時である。第一子の誕生は四三才で、相続人となる清次郎が生まれたのは四七才の時である。寛政二年（一七九九）五八才で手代最高位の元々となり、その翌年後継者である一二才の清次郎を京本店の子供（丁稚）として入れた。享和三年（一八〇三）には自分店の手代源助を宿入させている。しかしこの段階まで

は借家住いであり、その借家である衣棚通二条上ル堅大恩寺北半町（同所南半町に京本店の敷地がある）の家屋敷を譲り受けたのは文化二年（一八〇五）六四才であつて、翌年地統きの越後屋孫兵衛（飛脚）の家屋敷を買ひ足している。実子清次郎は文化二年（一八一四）二七才（上座役）で京本店を退職し、自分店の経営に携わることになる。初代は文政三年（一八二〇）町名前、居宅を懃清次郎へ譲り、名を喜三兵衛と変更する（上嶋家側の控の史料は何故か喜市と記されている）。翌四年初代は死去するが、この時大元々の格をもつて三井家から遇されている。

二代目七郎兵衛は、先代から引き継いだ銀箔仲買仲間の元方役を勤めるも、銀二〇貫日の資金繩に困つて本店から借金するばかりか、他借銀を拵えてその滞利払額七貫日を借り、妻の急死による葬儀費用とさらに再婚の費用に至るまで、京本店に拵借を願い出ている。これらの借銀は、初代が本店に勤務中に貯え、利子付きで店に預けてあるもので、初代が亡くなるまでに貯めたのは約二四〇貫目であり、上嶋家ではこれが利付きで拵借するのである。結局二代目は、京本店の指示により天保三年（一八三二）四四才で隠居の身となり、名を清右衛門と改めて、跡式を伴米治郎へ譲つた。三代目となるべき米治郎は若年につき叔父平五郎が後見人となる。そして天保四年（一八三三）九月米治郎も京本店へ初出勤した。

この時京本店に提出された請状の「親」は「両替町二条下ル

町 越後屋清右衛門」となっている。しかしこの米治郎は元服する前に死亡。跡継ぎに縁類であるという京本店組頭杉浦多兵衛を養子に迎え入れるが、間もなく離縁し、別に親類から清助（三〇才）を養子に入れて嘉永四年（一八五二）高倉通竹屋町上ル東の造酒株を道具・家ごと買得した。天保三年（一八三二）から嘉永四年（一八五二）の間は七郎兵衛名前の空白期間である。養子清助が三代目として名跡相続したのは嘉永五年（一八五二）で、以後禁門の変で類焼の浮き日に会いながら、京本店からの資金援助を度々受けつつ、衣棚通りに酒造業を再建した。しかしこの酒造も明治一六年度までの酒造検査簿が残っているのみであり、明治一四年に家督を継いだ四代目七郎兵衛は明治二八年現在またそれ以降無職ということになっている。

史料 1～3 初代七郎兵衛の名目役申渡と役料覚は全部で七

種十三通あるが、通勤支配役と名代役、元々役のみ収録し、その間の史料は省いた。その代りに後見役→名代役→勘定名代役→元方掛名代→加判名代役→元々役という出世コースの役料を記しておく。参考までに、初出勤から支配役までの住込時代の昇進の過程も出しておく。（付表参照）

史料 4 元々役に抜擢された者が、名目役についた者をすべて自宅に招待したという慣例があつたことがわかる。宴席準

備の控帳。

史料 5 「御用筋御礼ノ用意札」全部で七種ある。紀州家や牧野家御用筋のさい、用途に合わせて名刺風に使われたものであろう。（1）～（6）は三井八郎右衛門代とあるが、（7）だけ文言が入つておらず三井八郎兵衛代となっている。

史料 6・史料 7 奉公人跡助請状。および同人が宿入のさい、家号と暖簾印を与えるに当り、七郎兵衛から大元方に申請し、許可を得たもの。

史料 8 菱屋源兵衛弟源七を一時養子として中西宗助後家方へ相続に出したところ、離縁につき、兄源兵衛が引き取った。弟源七はこの後行方不明となり、上嶋七郎兵衛から京都町奉行所に宛てた文書が他に二通ある。

史料 9 家人に宛てて書いた初代七郎兵衛の遺書の控もしくは案文と思われる。初代七郎兵衛が京本店に宛てた遺書（三井文庫所蔵史料 別一九三五一一九）が文政元年二月に提出されており、ほぼ同時期に書かれたものと思われる。「別家手代の遺言状と跡式関係史料」（三井文庫論叢）第18号）四一四ページを参照されたい。

史料 10 文政三年に七郎兵衛名前の譲り替を行なうが、表紙題名の「名前譲替一件控書并諸入用」とあるうち諸入用は入っていない。

史料 13 京本店からの跡式相続に関する申渡であるが、箔株

に触れているので左にまとめた。

史料29～31 明治一四年三代目から四代目への相続関係史料。

史料11～14 銀箔仲買仲間関係史料。史料11の本紙は三井文庫所蔵史料 続五六七一一である。なお銀箔仲買業は実質的には別家手代源助が行なつていて、嘉永四年上嶋家は酒造株を手に入れるさい、箔株を売却したいという意向であった。翌五年源助は暖簾印を上嶋家に戻しているので、箔株を手離したと思われる。

史料15、16 造酒商売関係資料。造酒業は三代目七郎兵衛から始まつた。酒株と酒道具を手に入れ、衣棚の居宅を改造する費用として銀一二貫目、新町通の抱屋敷と前述の箔株を引当に本店に借銀申し込みしている（三井文庫所蔵史料 続七二一一三一一参照）。元治元年焼失後、室町通一条上ル、次いで衣棚地屋敷で酒造業再建を試みる。

史料17～20、27 寛政九年初代越後屋七郎兵衛の衣棚通二条上ル堅大恩寺北半町中辻仙庵借家借請関係史料、および文化二年同所譲り請史料。中辻仙庵は元江戸向店組頭退役。

史料21～26 文化三年新町通二条上ル町飛脚の越後屋孫兵衛の家屋敷買得関係史料。史料21、22の越孫からの買得家屋敷を抱屋敷とし、越孫らはその借家人となる。

史料28 初めの慶応三年～明治四年の衣棚通家屋敷の譲状および買足地面の売券状など三代目七郎兵衛の筆と思われる控書や、別人の筆跡らしき町衆の名前書等がみられる。

(1) 上嶋家では、この史料紹介で初代とした七郎兵衛（祖弘）は、「三代目」として特に敬まわれている。ただここでは、煩を避けるため、三井家との関係において暖簾分けを受けて独立した、という意味で、三井側の記録に従つて初代としておく。

(2) 別家制度については、足立政男「近世商人の別家制度」（雄渾社、昭和三四年刊行）に、京都の千切屋吉右衛門と柏原孫左衛門家の事例がある。

(3) 「西京相続講中履歴一綴」（三井文庫所蔵史料 別二五七〇）。

(4) 享保九年（一七二四）に創設された別家の相互扶助的組織「相続講」は、支配役以下で退役した別家を救濟するためのもので、上嶋のような重役手代は入れなかつたが、二代目からは二〇才以上なら入つてよいと講へは明治四年に組織変更されてから加入しており、されており、実さい、家督の家でも入つている例がある。しかし上嶋家は江戸期には加入しなかつた。相続五年には大元方から「相続講重懸り」を申し渡されている。初代の功蹟が末代にも及んでいる例である。

(5) 「京本店手代子供請状」式番（三井文庫所蔵史料

本一五三六)。

凡例

(6) 「手代元手申渡之控」(三井文庫所蔵史料 本一〇〇  
〔三〕 および「永書」(同 本一二五)、「(済切証文)」  
(同 続五八三一一二一一)。

(7) 現役の時は「通勤元手銀預控」(三井文庫所蔵史料  
本一九二五他)に記入され、死亡退役になると「通勤  
退役預銀控」(同右 続二七二三他)の方に付け替る。

初代七郎兵衛の香典三五貫目は後者に付けられるが、  
死後二五年経つと無利子となる。預金は明治になつて  
も三越呉服店に引き継がれており、明治四三年までの  
下渡全控帳が上嶋家文書の中にある。

(8) 「(相続講人員取調書)」(三井文庫所蔵史料 続二三  
四六一一〇、一一)。なお、住所は下京区東洞院通五  
条上ル深草町になつてゐる。

一、史料の配列は、大体年代順にしてあるが、関係する史料  
は年代に関係なく並べたものもある。

一、便宜上、史料に表題をついた。

一、字体は原則として通用の字体を用いた。

一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の者、江、而お  
りび与風の与は漢字のまま小さくして用いた。またぢ(よ  
り)、ノ(して)は原文通りとした。

一、抹消文字は左傍に△を付けた。

一、闕字、平出による字間あけ、改行は行なわなかつたが、  
史料5については例外とした。

一、朱書は「」で括り、右肩に(朱書)と注記した。

一、付箋個所は「で示し、文面は適当な位置に「」で括り、  
(付箋)と注記した。

一、史料中の符帳は左の通りである。

一二三四五六七八九千貫匁分  
イセマツサカエチウシ舟仙メ、入

曾野見江佐留所於戒敬

三井文庫は平成七年(一九九五)夏、京都の財團法人三井  
相続会現理事長岡本昭一氏と上嶋家両家のご厚意によつて、  
岡本家に家法として二七〇年間代々伝わる初代伝右衛門(大  
元メ役)の遺書と、上嶋家文書をマイクロ撮影にて収集する  
機会を与えていただいた。記して感謝を申し上げます。

(樋口知子)

史料 1 〔通勤支配役申渡覚〕（安政八年）

〔申渡覚〕

上鳴清右衛門」

申渡之覚

上鳴清右衛門」

一其方事是迄美心を以相勤候ニ付、此度宿持支配役通勤申付、

望性銀申渡候間益出情可被申候、尤無商壳ニ而勤仕申付候

故、店勤仕之内ハ銀高マジバ、迄者月チノ利足ヲ加江相渡

可申候、右切府銀高余ニ罷成店ニ預置候ハヽ、其分者年

サ歩之利足と相心得可被申事

一見貫野船見敬、一ヶ年分役料

但半季イバカ舟シサヽ

右役料を以自分相応ニ相賄可被申候

右之通申渡候處仍而如件

安永八年

八郎右衛門(印)

上鳴清右衛門殿

（2）

覚

一銀四貫五百目 壱ヶ年分役料

但半季式貫式百五拾目宛

右之通此度申渡候間、店カ請取可被申候、以上

天明五乙巳年二月

八郎右衛門(印)(大元方印)

上鳴太郎兵衛殿

史料 2 〔名代役申渡覚及ビ役料ノ覚〕（天明五年）

〔申渡之書附〕

上鳴太郎兵衛」

申渡覚

（1）

申渡覚

一其方事年来無故障首尾能相勤被申ニ付、比度名代役申付候

尤重キ役柄ニ候得者万端大切ニ相心得、店治り方商内駆引

之儀者不及申、一家安泰ニ相治リ候様無他事相勵勤仕可被申候

一是迄之役料相止メ、比度改別紙書附之通申付候、其旨相心得可被申候

右申渡處仍如件

天明五乙巳年二月

八郎右衛門(印)(大元方印)

上鳴太郎兵衛殿

史料 3 〔元ノ役申渡覚及ビ役料ノ覚〕（寛政十一年）

〔申渡覚〕

上鳴七郎兵衛」

申渡覚

一貴殿事年来無事ニ役儀相勤被申ニ付、此度元ノ役申付候

一元ノ役之儀は申迄無之候得共、自分承之店ニ不限、惣店々

共差別無之役柄ニ候、然ル上は惣同苗ヲ始、店々治リ方宜  
万端工面克有之様ニ同役申合勤仕可被致候

一右役柄之義は格別ニ付、是迄之役料相止メ、改別紙書附之  
通申渡候、元方ハ一家根元之役所ニ候条、其基ヲ能呑込益  
大切ニ勤仕可被申候

右申渡處仍如件

寛政十一年未四月

八郎右衛門(大元方印)

上鳴七郎兵衛殿

本伝右衛門殿始りにて、右役目昇進之銘々嘉例相成、明和  
三年池田忠左衛門殿迄相勤被申候處、其後中絶、吉田氏、  
中西氏、向崎氏三代御勤無之、此度兩替店元ノ藤田氏御伺  
被申上候處、可相勤旨御聞済被下置、役目之規模ニ而難有  
存候事、併御節北様御宅計ニ而、いまた御本家五軒様始り  
不申儀、元ノ役例年ニ相勤候儀可差控筋ニ付、此度申合ニ  
年之大勘定相済候翌年相勤申候相定候事

一右節相勤候ニ付、八郎右衛門高祐様二枚組之御益藤田氏、  
上鳴江頂戴仕、難有奉存候事

福寿之文字者 宗竺高平様写

玉之絵八 宗清高房様写

箱書附 八郎右衛門高祐様

右御益北様ニ御所持被遊候御写也

此已後兩店元ノ役昇進之者へ可被下置との御事

一二月廿二、廿三日両日ニ相勤候ニ付、廻文左之通

史料4 寛政十三年酉春元ノ役於宅節一巻控  
(表紙) 寛政十三年酉春  
但京本店家督之内ニ右節之控無御座、古形難相知、依  
之万端藤田氏相談之上相極申候、諸役人中招請ニ而  
者無之、役目ニ付相招候儀候得者、右之取扱心得違  
無之様無退転相勤可申事

元ノ役於宅節一巻控

上鳴七郎兵衛」

一元ノ役於宅節相勤上座役迄相招候儀、享保十九年寅正月岡

廻文

任先例來廿二日、廿三日鹿菜節進上仕度候、被仰合乍御苦

勞登時<sup>カ</sup>御出可被下候、已上

二月

上嶋七郎兵衛

組頭格 魚住利助様

役頭 小林彦太郎様

山下嘉十郎様

竹腰三右衛門様

岡本伝七様

能勢五郎兵衛様

上坂弥三郎様

南善五郎様

中林五兵衛様

小椋忠七様

原田惣次郎様

安田善三郎様

上座 同

辰巳友三郎様

向支配退役森一叟登合二付相招

▲ 本組頭西村平五郎在京ニ付相招申候

右人數之内元方役人相招候例無之様子候得とも、上ノ店

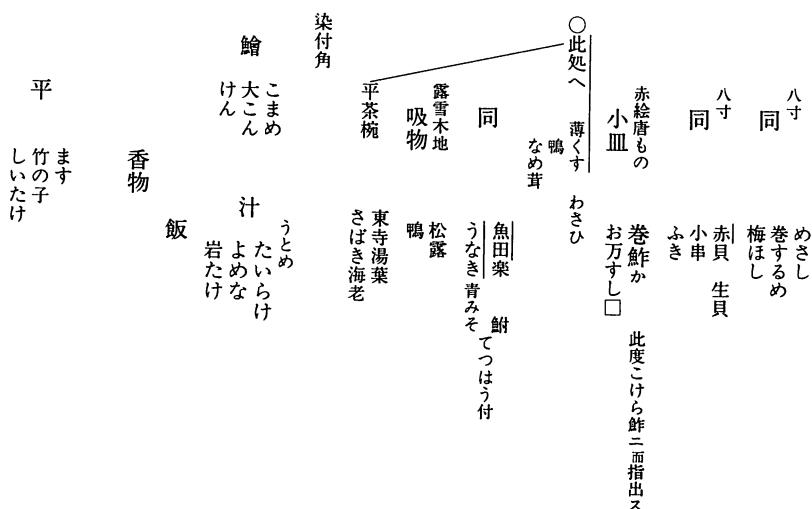
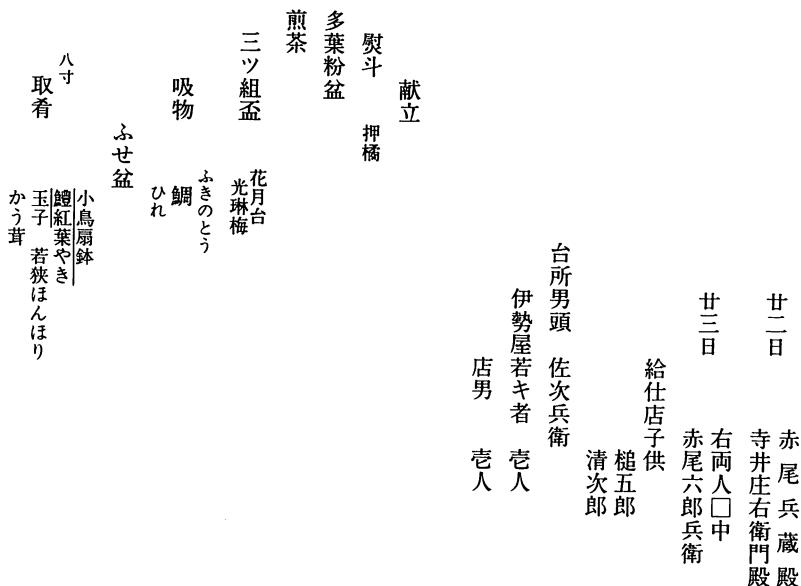
勘定庭、紅店ハ上嶋ヘ相招キ候、糸店、間之町店者藤田

氏ヘ相招被申、元方抜ケ相成、又者兩家ヘ相招候而者八

重二相成候、依之藤田氏相談之上兩家ヘ三人之内相分ケ

被參候様示談致置候、乍去廻文ニハ三人共認遣候事

取持相頼候銘々



梅もやう  
燒もの  
ねり酒  
ふり

御酒 坪 花かつを いり子 落きす 白魚か	用意物 猪口 吸物 引菓子 黄白御前まんちう一	但前酒建無之候得共、此度御盃頂戴、殊久々ニ 而相勤候事故、藤田氏相談之上献立器数相認 候也
已上 鉢 小皿 湯 巴 吸物 鉢 白 鉢 したし つく／＼し なのとう とうからし 木くらけ 数の子 鰯ぬた あさつき なし 九年母	重引 台引 田樂 うなぎ ほたわら 蛤 巴け尻 吸物 飯蛸か	三 二 御盃 黒八寸台二ツ 二枚
已上	右挨拶 取持方へ 看一折宛 店佐次兵衛へ 金舟 <small>百</small> 正 男脇佐兵衛 扉上申候得者 金式朱銀壺兩 金マ <small>三</small> モ 宛 七介 岩介	右挨拶 取持方へ 看一折宛 店佐次兵衛へ 金舟 <small>百</small> 正 男脇佐兵衛 扉上申候得者 金式朱銀壺兩 金マ <small>三</small> モ 宛 七介 岩介
伊勢屋弥惣 南鎌一片 檠飯候得者店男頭相雇可申事 右為祝儀差送ル、尤御建之 檠飯候得者店男頭相雇可申事 此度久々にて相勤候事故 祝物到来左之通	伊勢屋弥惣 南鎌一片 檠飯候得者店男頭相雇可申事 右為祝儀差送ル、尤御建之 檠飯候得者店男頭相雇可申事 此度久々にて相勤候事故 祝物到来左之通	

<p>史料 5 (御用筋御札ノ用意札)</p> <p>(1) (包上巻) (11.2 × 4.3 cm) 〔御目見御礼之御用意十五枚〕</p> <p>今般 御目見被為 仰附冥加至極難有仕合 奉存候右為御礼參上仕候</p> <p>(2) (13.3 × 4.3 cm)</p> <p>今日 御目通被為 結構奉蒙 御意重置難有仕合奉存候 右御礼參上仕候</p> <p>(3) (9.5 × 3.4 cm)</p> <p>今日於 御評定所</p>	<p>赤尾兵藏様 同六郎兵衛様 中塚徳次郎様 橋井利兵衛様 家城藤吉様</p> <p>八郎兵衛様へ 八郎右衛門様へ</p> <p>三井八郎右衛門代 上嶋七郎兵衛</p> <p>三井八郎右衛門代 上嶋七郎兵衛</p> <p>三井八郎右衛門代 上嶋七郎兵衛</p> <p>三井八郎右衛門代 上嶋七郎兵衛</p> <p>三井八郎右衛門代 上嶋七郎兵衛</p>	<p>中西宗助様 同六郎兵衛様 中塚徳次郎様 橋井利兵衛様 家城藤吉様</p> <p>赤尾兵藏様 同六郎兵衛様 中塚徳次郎様 橋井利兵衛様 家城藤吉様</p> <p>八郎兵衛様へ 八郎右衛門様へ</p> <p>三井八郎右衛門代 上嶋七郎兵衛</p> <p>三井八郎右衛門代 上嶋七郎兵衛</p> <p>三井八郎右衛門代 上嶋七郎兵衛</p> <p>三井八郎右衛門代 上嶋七郎兵衛</p>
		<p>御扶持方結構奉蒙 仰難有仕合奉存候 右御礼參上仕候</p> <p>(4) (包上巻) (11. × 4.5 cm) 〔御奉行様方御目通御札十五枚〕</p> <p>今般 御勘定御奉行様御目通 被為 仰附難有仕合奉存候 右為御礼參上仕候</p> <p>(5) (13. × 4.0 cm)</p>
		<p>三井八郎右衛門代 七郎兵衛</p> <p>三井八郎右衛門代 七郎兵衛</p> <p>三井八郎右衛門代 七郎兵衛</p> <p>三井八郎右衛門代 七郎兵衛</p>
		<p>三井八郎右衛門代 七郎兵衛</p>
<p>史料 6 (奉公人弥助請狀) (安永八年)</p>		

一此弥助と申者、生國者濃州本巣郡真桑村瀬川唯八と申者之

子ニ而、先祖ち能存知慥成者二付、貴殿江当亥九月ち來子

三月迄給銀六拾五匁相極御奉公出シ申ニ付、我等請人罷立

申所実正也、若御氣ニ違候歟御暇ニ而も相願候ハ、人代り

を相立させ可申候、勿論御氣ニ入いつ迄も相勤候共、此手

形を以我等請人罷立申候事

一御公儀様諸事御法度之儀者不及申、其外如何様之六ヶ敷儀

出来仕候共、我等何方迄も罷出、其明メ仕、貴殿江少も御

難掛申間敷候、若此者取込欠落仕候共、其品々代金我等方

より急度勘定仕立相済シ可申事

一宗旨者代々西本願寺門徒ニ而、右同國同村教念寺旦那ニ而

則寺請状我等方ニ取置申候、若横合ち御法度之宗門と申者

御座候ハ、我等何方迄も罷出申訛仕、貴殿江少も御難儀

懸申間敷候、為後日仍而請状如件

烏丸通夷川東へ入町

安永八年亥九月

請人 東屋重助印  
奉公人 弥助印

越後屋太郎兵衛殿

証人 敦賀屋次郎兵衛印  
兄 菱屋源兵衛印

寛政八年辰十一月

史料7 〔手代弥助宿入二付、屋号暖簾印差免狀〕(天保五年)

覚

一其方手代弥助年来無恙相勤宿入申渡候由、依之家号為名乘

申度書付指出候二付聞届、向後左之通

家名 越後屋と為名乗可申候

暖簾印 丸之内ニ越ノ字為付可申候

右之通此度差免申候處如件

文政十年丁亥二月

上嶋七郎兵衛殿

八郎右衛門印  
(大元方印)

史料8 〔越後屋お幸方養子離別二付引取一札〕(寛政八年)

一札之事

一弟源七義、其御元へ養子ニ遣シ、則越後屋お幸殿方相続ニ

被遣候歟、此度病氣差発相続難相成由申ニ付、離別被成下

候様御頼申入候處、早速御承知之上御戻シ被下、右本人憐

ニ引取申候、此後双方御互ニ一言之申分無之候、右越後屋

お幸殿方義ハ、何れ成共跡相続人御勝手ニ縁組可被成候、

其外何事ニ不寄、本人ハ不申及親類縁者外ち違乱妨申者毛

頭無之候、為後日引取一札、仍而如件

越後屋七郎兵衛殿

証人 敦賀屋次郎兵衛印

史料9 〔上嶋七郎兵衛遺書〕(文政元年頃)

源助、嘉介

為吉例遺書認置

一我事死去候節、万端御店より御差図可被成下間、葬式執行可

申候

火葬

寺ニ而儀式済候上、火葬可致哉

又最初より七条火葬可致哉

右御店より御差図請可申候

一仏十僧ニ而宜候得とも、今日蒙御役儀之儀候得は、三

仏ニ可仕哉、御店御差図請可申候

一御店より諷経被下置候ハ、若方丈様御出被下候儀候ハ、是

は身分不相応、堅御自退可仕候、御院代歟東陽院様歟可相

願候

一家衆より諷経淨国寺、光明寺右差出し被呉候共、火後何方

も難渋之折柄ニ候得は、右料物ハ此方より相賄可申、其段最

初より懸合置可申事

一色服不残鼠ニ

上 一家衆

中 手代分

色服 中西氏道善方

一家并慈屋町代久兵衛

仏光寺若イ者

一主中様方御店其外中陰御尋被成下候ハ、難有御請可仕事  
一中陰之内斎非時

本店

上之店

勘定庭

紅店

元方

一中陰之内

念佛御講中

一葬式御世話被下候御方并出入方

一家衆

右四点七日／＼二割を以招請可申事

一尽七日配物御店へ伺候而御差図相願可申候

一中陰中、元方御店より御法事被成下候ハ、難有參詣可仕候

但

本店 両庵へ

両替店 両庵へ

三重 酒二升 宛

煮染 醋もの したし

右持參差出し可申候

一忌明之節、清次郎相勤可申、主中様方、御店々御礼挨拶可  
申上候、且勤仕之事候得は、世間向源助、嘉介相勤可申候

一久野死去之節ハ火葬

飄経 光明寺、淨国寺

前同断二ノ

一仏十僧

諸事右ニ順可申事

右勝手譲替候様御聞落被下置候様、山田氏被申聞候事

一八月四日御公儀へ御願之上御割印頂戴左之通

譲状之写

左之通

譲状之事

一私儀当春より風病氣取合、六月勤方より引籠候處、結構之養生蒙仰、御蔭ヲ以快方趣難有奉存候、乍併及老年候故哉下部へ廻り兼、歩行不自由ニ而困リ入罷有候、就者町名前居宅共悴へ相譲改名仕度、則左之通

乍憚口上書を以御願申上候

七郎兵衛事

喜市

清二郎事

七郎兵衛

文政三年辰八月四日

譲主

越後屋七郎兵衛判

衣棚通豎大恩寺町北半

年寄源助殿

五人組町中

右之通改名仕度候、各様御評儀之上御差支も無御座候ハヽ、御執合を以御伺御聞済被下置候様奉願候、以上

月 日

林 与 七 様

上嶋七郎兵衛

譲状之事

一当町我等所持家屋敷宅ヶ所、我等相果候ハヽ、妻くの并悴

乾 市右衛門様

山田 茂助様

川嶋 弥六様

福田吉右衛門様

泉 常右衛門様

清次郎兩人江譲可申旨、文化式年丑十一月四日譲状差出、御割印頂戴仕置候處、此度相改、右梓清次郎事七郎兵衛江譲渡申處實正也、然上者右家屋敷付、親類縁者其外他所より違乱妨申者毛頭無御座候、為後日譲状依而如件

文政三年辰八月四日

譲主 七郎兵衛事  
越後屋喜市判

文政七年  
上嶋七郎兵衛印

衣棚通堅大恩寺町北半

源助印

申二月  
くの印

年寄源助殿

覺

源助印

毫ヶ年  
(六百六十日)

一力舟カシ、銀箔株舟サシチ、舟々付

エシ付  
年六度

史料11 (銀箔仲間元方相勤候ニ付銀箔引当銀拝借願) (控)

(文政七年)

乍憚奉願口上書

一私方御店御蔭ヲ以相続仕難有奉存候、然ルニ此度所持銀箔

仲ケ買株仲ケ間爲取締り去ル子春仲ケ間中ニ而銀箔元方相

定居、仲ケ間之箔ヲ一手ニ取集メ、則中買商ひ株江壳捌候

諸算用万端世話可致定ニ而、右役料として一ヶ年分凡銀壹

貫五百匁相納リ候、是迄元方被相勤候仁、年限相満退役被

致候ニ付、一統相談之上、当一月より五ヶ年之間私方ニ而相

勤吳候様被申付候ニ付、右年限相勤申度候、乍併右元方相

勤候ニ付、數多之銀箔相預り候爲引當銀子式拾貫匁、仲ケ

間江出銀可致相定ニ御座候間、何卒右元方年限相勤候内、

右之銀高拝借被仰付被下候ハ、難有奉存候、右銀高仲ケ間

へ差出シ、月六朱利足請取御店へ相納可申積三御座候、尤年限相満、退役仕候へ者、右銀子引取御返納可仕候、右銀高爲引當私シ所持株印札御店江差上置申度候、何卒御執成を以右願之通御聞済被成下候様偏ニ奉希上候、以上

文政七年

上嶋七郎兵衛印

申二月  
くの印

源助印

覺

毫ヶ年  
(六百六十日)

一力舟カシ、銀箔株舟サシチ、舟々付

エシ付  
年六度

一イヅサ舟、役料

同断  
(一貫五百日)

一イヅサ舟ツシ、銀セシメ、月力朱利足入

バマバカ舟、

同断  
(一貫四百四十日)

一イヅサ舟ツシ、銀セシメ、月力朱利足入

バマバカ舟、

同断  
(三貫六百日)

一イヅサ舟ツシ、銀セシメ、月力朱利足入

バマバカ舟、

同断  
(三貫五百日)

一イヅサ舟ツシ、銀セシメ、月力朱利足入

バマバカ舟、

同断  
(三貫五百日)

一イヅサ舟ツシ、銀セシメ、月力朱利足入

バマバカ舟、

同断  
(三貫五百日)

一イヅサ舟ツシ、銀セシメ、月力朱利足入

バマバカ舟、

同断  
(三貫五百日)

一イヅサ舟ツシ、銀セシメ、月力朱利足入

バマバカ舟、

史料 12 〔銀箔仲間元方役引請二付為取替一札〕（文政七年）

越後屋七郎兵衛殿

為取替一札之事

一元方役之儀。此度仲ヶ間相談之上當申年二月5來ル亥年二月迄三ヶ年之間、貴殿御頼申入候処、御承知被成下候、右二付為役料壱卜打限每ニ銀三百目宛無相違相渡可申上候、且非常之為儀者都而仲ヶ間一同ニ相抱、貴殿江御損失相掛申間敷候、為後日之為取替一札、依而如件

文政七申年二月

差配人

白木屋源右衛門印

同 奈良屋次郎兵衛印

惣代

金紙屋源次郎印

同 銀紙屋五兵衛印

同 大黒屋伊助印

同 塩屋勘兵衛印

同 大和屋善助印

同 播磨屋源兵衛印

一米次郎殿儀、未幼年之儀二候得者、平五郎殿致後見、前

候様可被致候

一其元暮方二付、先拾ヶ年之間半季式貫五百目限相渡遣シ相賄、暮方可被致候、右之余者一切相渡シ申間鋪事一跡式讓替之儀、町内江早々被申出、子息米次郎殿江相讓、死後讓之儀者御相談之上、是又早々可被申出候

一其元暮方二付、先拾ヶ年之間半季式貫五百目限相渡遣シ可申候、右之余者一切相渡不申候間、右之外箔株料割符德銀兩用之内5八百目為隠居料相渡、引残二而暮方出来

史料 13 〔二代目七郎兵衛不身持二付京本店ヨリ申渡書〕（天保三年）

一其許先代喜三兵衛殿存生中、跡式之儀子息七郎兵衛殿江相讓申度旨御願被申上置候二付、則死後相続被致居候処、其後身持不宜儀共度々有之、暮方逆も不取締、季々大銀被取出候二付、其度毎啟鋪申渡置候得共兎角難相改、不埒之至言語同断之始末、何共氣之毒候、右之成行二而者此末之処逆も永続無覚束、依之此度同人は勿論、親類中江も嚴敷申談候処、別紙願書を以被願出候趣、左も可有之儀と存候、依而右之段且那江御伺申上候処、尤ニ被思召候二付、則此度書附を以申渡候処左之通

一七郎兵衛殿早々改名之上小借家江逼塞、半季八百目二而相賄、暮方可被致候、右之余者一切相渡シ申間鋪事

一跡式讓替之儀、町内江早々被申出、子息米次郎殿江相讓、死後讓之儀者御相談之上、是又早々可被申出候

一其元暮方二付、先拾ヶ年之間半季式貫五百目限相渡遣シ可申候、右之余者一切相渡不申候間、右之外箔株料割符德銀兩用之内5八百目為隠居料相渡、引残二而暮方出来

書切符銀二而無難ニ永続出来候様厚世話可被致候

御親類惣代  
竹原弥兵衛様

一 借家賃之儀者、乍御世話親類竹原弥兵衛殿江御預り、御世話頼入申候、尤繕普請等入用之外余銀出来候ハヽ、御

預り被遣候歟、上嶋方江相渡被遣候共、右一条ハ御相談之上可然御取計可被成候、依而借家普請等入用銀者差出

し不申候

一 笠株是迄七郎兵衛殿被相勤居儀と存居候所、無其儀、別家源助江為相任有之、勿論季々株料徳銀等甚不詰之儀有之、不都合存候、已來者本家江引取、平五郎殿相勤可被申候、万ニ其儀難出来候ハヽ、明株ニヽ、仲間割符德銀丈請取可被申候

右之通申渡候条、此旨御心得、万端質素ニ取賄、無難ニ永続可被致候

本店印

天保三年  
辰八月

名代  
支配人

史料 15 〔造酒株永代譲渡証文〕（嘉永四年）  
上嶋清右衛門様  
造酒株之事

越後屋源助印

上嶋清右衛門様

松尾組  
柳馬場通二条上ル町  
伊豆藏屋才右衛門

本文之通申渡候間、猶又御氣を被附、無難ニ相続出来候様御

世話頼入存候、自然彼は故障ヶ間敷儀被申出候儀も候ハヽ、無御遠慮御申出可被成候、仍而與書如件

史料 14 〔銀箔株仲間名前預リニ付一札〕（天保八年）

一札

一 銀箔株仲間名前之儀、此度我等預リ申候處實正也、然ル上者は是迄之通、太切出情可申候、尤株料仲間ト請取候ハヽ、早速無相違相渡可申候、勿論我等名前ヲ以仲間勤御預リ申候得者、御相続人出来、御名前相改候歟、万々一我等不埒之儀等御座候而、名前御改被成候ハヽ、無異儀退身可仕候、為後日一札依而如件

天保八年酉八月

同 平五郎殿  
上嶋清真殿

同 七郎兵衛殿

一元高弐百四拾五石

右者明暦二丁酉年牧野佐渡守様御定被下置候五百九拾六本之内二紛無之、此度株帳面相改ニ付、為後証割印一札渡置候事

## 酒会所

松尾組

天明八申年八月

(未<sup>サ</sup>) 寛政元酉年御改

式百七拾四株之内

造酒株高六百石

年寄 丸屋吉三郎

同 升屋庄兵衛

組行事 樋口屋吉左衛門

伊豆藏屋 麴屋甚助

才右衛門殿

右之通相違無御座候、以上  
此度從御公儀様右酒造石高御改之上、御鑑札被下置、其許所持二無紛候、依而添証文如件

## 酒屋惣代

(未<sup>サ</sup>) 天明八申年書上高六百石

文化元子年書上高増減無之

一造酒米高六百石

此度從御役所様文化元子年御改被仰付、式百三拾八株之

内紛無之、則帳面株札相改ニ付、為後証與統依而如件

## 酒会所

文政十二年丑十一月 年寄 東甚兵衛

同 奥田半兵衛

右株伊豆藏屋才右衛門所持ニ罷在候處、由緒有之被讓受、

當時其許所持ニ相違無之候、以上

## 松尾組行事

紀伊国屋又兵衛

右之通相違無之候、以上

右株其許殿江永代相譲り申候處相違無御座候、以上

天保十二丑年十月

同組 近江屋喜兵衛

(印)

酒屋惣代

中村屋徳右衛門

菱屋平兵衛印	式一 同	内法口徑五尺七寸 數同五尺貳寸	深五尺貳寸	壱本
元松尾組行事	玉屋彥右衛門印	内法口徑七尺 數同六尺五寸	深五尺三寸	壱本
右酒造稼由緒就在之御鑑札并添一札共其許殿江永代讓渡申処 相違無御座候、以上	嘉永四亥年十月	此造石數廿七石		
越後屋七郎兵衛殿	元松尾組	内法口徑七尺 數同六尺五寸	深五尺貳寸	壱本
右之通相違無之候、以上	龜甲屋茂兵衛印	此造石數廿六石		
酒屋惣代	中村屋徳右衛門印	内法口徑六尺八寸 數同六尺貳寸	深五尺貳寸	壱本
同断	菱屋平兵衛印	此造石數廿四石		
元松尾組行事	六一同	内法口徑五尺三寸 數同四尺八寸	深五尺四寸	壱本
玉屋彦右衛門印	都合造桶六本	此造石數十五石		
(付箋箇所)	一造家	梁間 壱間半 柄行 此坪數	三間半	壱ヶ所
一造蔵	梁間 式間半 柄行 此坪數	三間半	壱ヶ所	
一 同	八坪七分五厘			
此坪數	六坪			
一酒造高六百石	此坪數	五坪式分五厘		
當年一造桶	一 同	梁間三間 柄行 式間		
不用一造桶	此坪數	八坪七分五厘		
內法口徑七尺 敷同六尺五寸	此坪數	六坪		
深五尺壹寸 壱本				
此造石數廿六石				
右之通相違無御座候、以上				

上京式拾番組

巳閏七月  
西方寺印

御町中

年寄  
参

明治三千年四月

衣棚夷川下町

穢人 越後屋七郎兵衛印

酒造取締役

大和屋伊兵衛印

鍵屋吉兵衛印

史料 18  
（越後屋七郎兵衛送り手形）（寛政九年）  
送り手形之事

京都府

御役所

(付表)

七 同 内法 口径六尺七寸

敷同六尺二寸 深五尺八寸 壱本

此造石数式拾三石

右明治四未年ヨリ

一

申候、為後日之送り手形依而如件

寛政九年巳八月

烏丸通三条上ル町  
元家主 越後屋百次郎印史料 17  
（借家人越後七郎兵衛寺請狀）（寛政九年）

寺請状之事

一衣棚通二条上ル町豎大恩寺北半町中辻仙庵殿家二、越後屋

七郎兵衛と申仁借屋仕居被申候、此仁宗旨者代々淨土宗ニ

而、拙寺旦那紛無御座候、若御法度之切死丹宗門抔と申訴  
人於有之ハ、何時成共御公儀表江拙寺罷出致其明メ、町中  
家主へ少も掛御難申間敷候、為後日之寺請状仍而如件

家主 中辻仙庵殿

年寄吉三郎殿  
御町中

衣棚通二条上ル豎大恩寺北半町

年寄吉三郎殿

寛政九歳

綾小路大宮西入  
知恩院末

史料 19 (越後屋七郎兵衛借家請状) (寛政九年)

借家請状之事

一御町内中辻仙庵殿家ニ越後屋七郎兵衛と申仁借家仕居被申候、此仁生國は則京都之出生ニ而、從先祖能存知慥成仁ニ而御座候ニ付、我等請人ニ罷立申候、御法度之切死丹又者ころひニ而も武士之浪人ニ而も無御座候、宗旨は代々淨土宗ニ而寺請状別紙ニ有之候

一博奕野良遊女之宿一切仕間鋪候、并商職不寄何事ニ多勢を組徒党結申間敷候、むさと人之出入多不審ニ被存候儀有之、年寄町中ニ使を被立候共、聊遺恨不存神妙ニ御請申、一々巨細ニ可申明候

一御公儀様ニ被為仰出候御触之趣慥ニ承届申、少も違背申間鋪候、家御入用ニ候ハ、何時ニ而も早速宿替させ、家明渡可申候、何角と及延引候ハ、早々請人方江妻子諸色諸道具共引取可申候、此上共思召之儀有之候ハ、諸色為持可被遣候、本人請人共一言之儀不申引受可申候、万一切仁取逊欠落仕候儀有之候ハ、我等請人ニ罷立申候得は、早速尋出シ其品々相弁、御公儀様江罷出御請申上、御町中家主へ少も御難儀懸ケ申間敷、万事急度相済可申候、且又不寄何事二人請諸事之請負請加判一切仕間敷候、勿論御名目御上納金銀其外小貸錢等之掛リ合ニ而及難済ニ候とも、如何

様之六ヶ鋪儀出来仕候共、請人方へ引受坪明、御町中家主

江少しも御難懸申間敷候、尤当町御定之法式聊違背申間鋪候、但宿料之儀は毎月晦日迄ニ無相違相渡させ可申候、万一相

滯候ハ、本人不拘我等方ニ相立可申候、為後日之請状仍而如件

衣棚押小路下ル町

寛政九年巳八月

請人 越後屋正有印

借り主 越後屋七郎兵衛印

衣棚通二条上ル豎大恩寺北半町

年寄吉三郎殿

御町中

家主

中辻仙庵殿

史料 20 (借家人越後屋七郎兵衛引取証文) (寛政九年)

引請申一札之事

一御町内中辻仙庵殿家ニ越後屋七郎兵衛と申仁借家仕居被申候、此仁諸親類能存知慥成仁ニ而御座候ニ付、我等引取請人ニ罷立申候、御名目御上納金銀并小貸会所錢等之掛リ合一切無之候、其外印形之懸り合ニ付及御公辺ニ候事御座候ハ、我等罷出、急度坪明可申候、其外不寄何事ニ出入懸

リ合如何様之六ヶ敷儀出来仕候共、我等罷出急度相囃御町  
中家主へ少も御難儀掛申間鋪候、家御入用之節は何時二而  
も諸色共我等方江引取、家明ヶ相渡可申候、且又無拠掛り  
人有之、右躰之懸り合致出来候ハ、本人同事ニ急度引受  
可申候、宿料之儀は毎月晦日迄二無相違相渡させ可申候、  
万一相滯候ハ、本人ニ不拘我等方より急度相済可申候、為  
後日之引取一札依而如件

右家屋鋪宝永三戌年九月廿四日桔梗屋五郎兵衛<sup>5</sup>銀四貫三百  
目買請、私所持相違無御座候、此度沽券状御改ニ付御割印奉  
願候、尤右家屋鋪ニ付親類縁者其外他所<sup>5</sup>出入差構毛頭無御  
座候、以上

明和四年亥十一月

持主 越後屋孫兵衛

年寄 七文字屋平兵衛

五人組 井筒屋長兵衛

同 播磨屋彦兵衛

同 角屋卯兵衛

本間又右衛門

町代 早川喜八郎

右之通御座候、已上

室町通竹屋町下ル町  
引取人 越後屋德次郎<sup>印</sup>

借り主 越後屋七郎兵衛<sup>印</sup>

寛政九年巳八月  
年寄吉三郎殿  
御町中  
衣棚通二条上ル堅大恩寺北半町

家主  
中辻仙庵殿

永代壳渡申家屋鋪之事  
壱ヶ所 壱軒役 新町通二条上ル二条新町東側  
表口 三間壹尺八寸 南隣 越後屋七郎兵衛  
裏行 拾三間四尺 北隣 河内屋伝兵衛

史料 21  
《新町通家屋敷壳券状写》（文化三年）

壱ヶ所 壱軒役  
表口 三間壹尺八寸  
裏行 拾三間四尺  
土蔵 南隣 孫兵衛所持続屋敷  
壱ヶ所 三間壹尺八寸  
裏行 拾三間四尺  
土蔵 壱ヶ所

但し下地土蔵壱ヶ所有之候得共、此度要用有之二付代銀九貫五百  
目其方江壳渡、銀子請取申處無紛候、則御割印沽券相渡シ、  
右家屋鋪我等致所持候得共、此度要用有之二付代銀九貫五百  
目其方江壳渡、銀子請取申處無紛候、則御割印沽券相渡シ、  
尤右壳払之義ニ付親類縁者其外地境并他之障毛頭無之候、若  
已來如何様之義申出候共、急度埒明可申候、為後日永代壳券

右孫兵衛義、去丑年家出後借銀爲済方  
右家屋鋪被下置候様奉願候處、願之  
通被下置、當孫兵衛所持相成申候

孫兵衛甥奈良物屋三右衛門事

文化三年寅十月九日

壱主 越後屋孫兵衛

年寄 越後屋伊右衛門

五人組 井筒屋卯兵衛

同 西村屋佐助

同 伊勢屋嘉兵衛

吹舉人 井筒屋忠兵衛

東洞院二条上ル町

壱受人 加賀屋作兵衛

越後屋七郎兵衛殿

右之通買得相違無之候、以上

町代 本間又右衛門

松原政五郎

同 早川喜八郎

同 角屋卯兵衛

右之通御座候、已上

町代 本間又右衛門

同 早川喜八郎

越後屋七郎兵衛

同 同人

壱ヶ所 壱軒役

表口 弐間壱尺弐寸

裏行 拾三間四尺五寸

家屋鋪之事

新町通二条上ル町東側

北隣南隣両方共孫兵衛所

右家屋敷土蔵壱ヶ所有之我等致所持候得共、此度要用有之付

代銀拾貰目其方江壳渡、銀子請取申處無紛候、則御割印沽券  
相渡申候、尤右壳払之義二付親類縁者其外地境并他之障毛頭  
無之候、若已來如何様之儀申出候共、急度聲明可申候、為後

永代壱渡申家屋敷之事

壱ヶ所 壱軒役

新町通二条上ル二条新町東側

表口 弐間壱尺弐寸

裏行 拾三間四尺五寸

北隣 右 同人

同 同人

同 同人

右家屋敷土蔵壱ヶ所有之我等致所持候得共、此度要用有之付

代銀拾貰目其方江壳渡、銀子請取申處無紛候、則御割印沽券

相渡申候、尤右壳払之義二付親類縁者其外地境并他之障毛頭

無之候、若已來如何様之儀申出候共、急度聲明可申候、為後

右家屋鋪宝永三年九月廿四日越前屋市十郎五銀弐貫弐百目  
買請私所持相違無御座候、此度沽券狀御改二付、御割印奉願  
候、尤家屋鋪ニ付親類縁者其外他所5出入差構毛頭無御座候、  
以上

明和四年亥十一月

持主 越後屋孫兵衛

年寄 七文字屋平兵衛

五人組 井筒屋長兵衛

同 播磨屋彦兵衛

同 角屋卯兵衛

右之通御座候、已上

町代 本間又右衛門

同 早川喜八郎

同 同人

右家屋敷土蔵壱ヶ所有之我等致所持候得共、此度要用有之付

代銀拾貰目其方江壳渡、銀子請取申處無紛候、則御割印沽券

相渡申候、尤右壳払之義二付親類縁者其外地境并他之障毛頭

無之候、若已來如何様之儀申出候共、急度聲明可申候、為後

日永代壳渡<sup>タツ</sup>状仍而如件

右孫兵衛去丑年家出後借銀為済方

右家屋敷被下置候様奉願候處、願之通被

下置、当孫兵衛所持相成申候

文化三年寅十月九日 孫兵衛甥奈良物屋三右衛門事

壳主 越後屋孫兵衛

年寄 越後屋伊右衛門

五人組 井筒屋宇兵衛

同 西村屋佐助

吹舉人 伊勢屋嘉兵衛

壳受人 井筒屋忠兵衛

加賀屋作兵衛

右之通御座候、已上 永代壳渡申家屋敷之事

壱ヶ所 壱軒役 新町通二条上ル二条新町東側

本間又右衛門 表口 壱間三尺壳寸 南隣

町代 松原政五郎 裏行 拾三間五尺三寸 北隣

越後屋七郎兵衛

右家屋鋪我等致所持候得共、此度要用有之二付、代銀式貫五

百目其方江壳渡、銀子請取申處無紛候、則御割印沽券相渡申

候、尤右壳拵之義ニ付親類縁者其外地境并他之障毛頭無之候、若已來如何様之儀申出候共急度坪明可申候、為後日永代壳券

状仍而如件

家屋鋪之事

新町通二条上ル町東側

壱ヶ所 壱軒役

表口 壱間三尺壳寸

裏行 拾三間五尺三寸

北隣 孫兵衛所持統屋敷

南隣 木屋藤右衛門

右家屋鋪享保八卯年十一月十六日七文字屋庄左衛門<sup>カ</sup>銀壳貫五百日買賣、私所持相違無御座候、此度沽券狀御改ニ付御割印奉願候、尤右家屋鋪ニ付親類縁者其外他所<sup>カ</sup>出入差構毛頭無御座候、以上

明和四年亥十一月

持主 越後屋孫兵衛

年寄 七文字屋平兵衛

五人組 井筒屋長兵衛

同 播磨屋彦兵衛

同 角屋卯兵衛

町代 本間又右衛門

早川喜八郎

右孫兵衛義去丑年家出後借銀為済方

右家屋鋪被下置候様奉願候処、願之

通被下置、当孫兵衛所持相成申候

文化三年寅十月九日

孫兵衛甥奈良物屋三右衛門事

壳主 越後屋孫兵衛

年寄 越後屋伊右衛門

五人組 井筒屋宇兵衛

同 西村屋佐助

同 伊勢屋嘉兵衛

吹舉人 井筒屋忠兵衛

東洞院二条上ル町

壳受人 加賀屋作兵衛

越後屋七郎兵衛殿

右之通買得相違無之候、以上

町代 本間又右衛門

松原政五郎

越後屋孫兵衛家屋敷買請状控（文化三年）

買請状之事

一新町通二条上ル町越後屋孫兵衛家屋敷三ヶ所、此度買取

申候越後屋七郎兵衛と申仁、京都衣棚通二条上ル町二而、

先祖より能存知候故、我等請人ニ罷立申候、宗旨ハ代々淨

文化三年寅十一月

東洞院通二条上ル町

史料 22

史料 23（借家人越後屋孫兵衛引取証文）（文化三年）

引取証文之事

一此度其元御家越後屋孫兵衛と申仁、借屋仕被申候ニ付、三文字屋与兵衛と申者請人ニ罷立申候上ハ、請状之趣急度相守可申候得共、自然御上納金銀并小貲錢等之借り請ハ不申及、請判杯之掛り合出来仕候ハ、掛り合共何事ニよらず無異儀我等方江引取埠明、御町中御家主江少も御難儀掛け申間敷候、將又御触之趣引取人相互之印形は毛頭不仕候、為後日引取証文仍而如件

土宗ニ而、武士之牢人ニ而も無之候、尤町儀等御法ニ堅ク相背せ申間敷候、此仁ニ付是迄之掛り合如何様之六ヶ敷儀出来仕候共、御公儀様江我等罷出御断申上、御町中江少しも御難懸申間敷候、仍而為後日請状如件

文化三年寅十月

買請人越後屋徳次郎判  
壳主 越後屋七郎兵衛判

新町通二条上ル町

町 中

年寄 伊右衛門殿參

引取請人 加賀屋作兵衛印

新町通二条上ル町

御家主

越後屋七郎兵衛殿

り相渡シ不申候者、請人方より無滞急度相渡可申候、為其請合  
如斯御座候、以上

文政元年  
寅八月

借主 越後屋孫右衛門印

上河原町生洲町北組

請人 三文字屋与兵衛印

史料24 〔借家人越後屋孫右衛門引取証文〕(文政元年)

引取証文之事

一此度其元御家越後屋孫右衛門と申仁借屋仕被申候ニ付、三

文字屋与兵衛と申者請人ニ罷立申候上者請状之趣急度相守

可申候得共、自然御上納金銀并小貸錢等之借り請者不及申、

請判杯之掛り合出来仕候者、懸り合共何事ニよらす無異儀

我等方江引取埠明、御町中御家主江少も御難儀掛申間鋪候、

將亦御触之趣引取人相互之印形者毛頭不仕候、為後日之引

取証文依頼如件

文政元年  
寅八月

東洞院二条上ル町

引取請人 加賀屋作兵衛印

御家主越後屋七郎兵衛殿

土蔵武ヶ所

壱ヶ所

式軒半役

衣棚通二条上ル堅大恩寺

北半町東側

表口 六間半五寸

北隣 大文字屋四郎右衛門

裏行 拾六間

南隣 山科泰安

土蔵武ヶ所

但右は元來式ヶ所ニ而、北之方ハ元文三年龜屋源右衛

門ち銀四貫目二手代清兵衛買請、南之方ハ延享四年

金屋きよら銀式貫目二手代孫兵衛買請、親四郎右衛

門へ譲り請候上、一所ニ建直し當時壱ヶ所ニ相成在

史料27 〔越後屋孫右衛門宿代支払請合証文〕(文政元年)

覚

右家宿代毎月廿七日ニ急度相渡シ可申候、万一孫右衛門方よ

史料26 越後屋孫右衛門宿代支払請合証文(一七四頁)

家主

越後屋七郎兵衛殿

史料27 〔衣棚通家屋敷・地屋敷売券状控〕(嘉永五年)

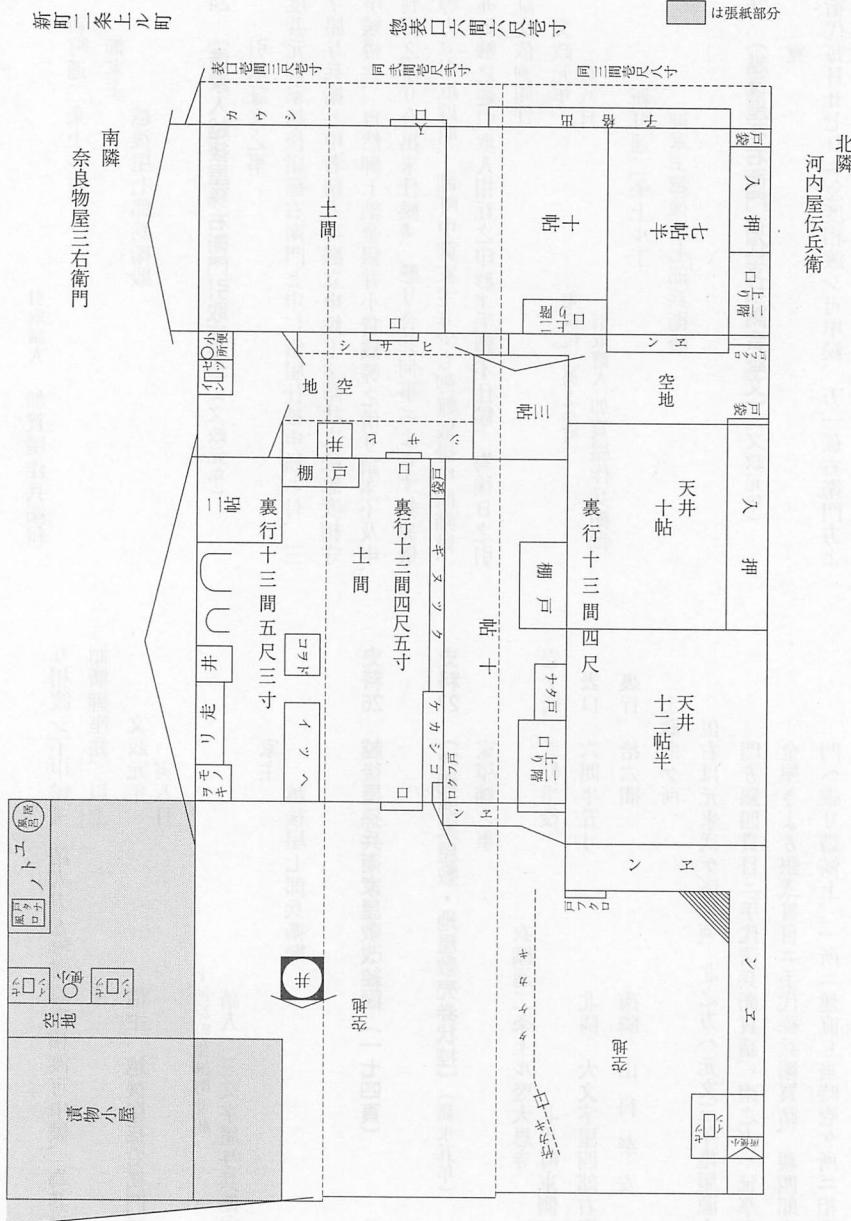
家屋鋪之事

史料28 〔越後屋孫右衛門宿代支払請合証文〕(文政元年)

覚

右家宿代毎月廿七日ニ急度相渡シ可申候、萬一孫右衛門方よ

越後屋孫兵衛屋敷改絵図



之候

右家屋敷宝曆十三年未八月親四郎右衛門より譲り請、私所持  
相違無御座候、此度沽券御改ニ付御割印奉願候、尤右家屋  
敷ニ付親類縁者其外他所より出入差構毛頭無御座候、以上

明和四亥年十一月

乍五人組  
持主 大文字屋四郎右衛門

年寄 玉水屋三郎兵衛

五人組 一文字屋吉兵衛

右之通御座候、已上

町代 松原長右衛門  
早川喜八郎

永代壳渡申家屋敷之事

衣棚通堅大恩寺町北半東側

北隣 大文字屋四郎右衛門

南隣 山科泰安

裏行拾六間

右家屋敷土蔵式ヶ所在之、我等致所持候得共、此度要用在之

付、代銀拾弐貫五百目ニ其方へ壳渡銀子請取申處無紛候、則

御割印沽券相渡申候、右壳渡候儀ニ付親類縁者其外地境并他

之障毛頭無之候、若以來如何様之儀申出候共急度拝明可申旨、

為後日永代壳券狀仍而如件

寛政七年卯十二月廿五日

壳主 大文字屋四郎右衛門

年寄 一文字屋吉三郎

五人組伊勢屋伊助

同 越後屋忠兵衛

吹舉人菊屋安兵衛

壳請人大文字屋利兵衛

中辻仙庵殿

右之通買得相違無之候、以上

町代 松原政五郎

古久保勘十郎

別紙

文化二年丑十一月四日

中辻仙庵老より譲請町分

御役所表無滞相済

古券壳軒役之方も

右同断

町代 松原政五郎

古久保勘十郎判

同 富山屋利助

仙庵老代東庵老

古久保勘十郎判

右之通買得相違無之候、以上

町代 松原政五郎無印

古久保勘十郎判

東洞院御池下ル町

永代壳渡申地屋敷之事

壳ヶ所壳軒役 衣棚通二条上ル町北側<sup>(分)</sup>東側地尻

東西北之方八間式尺五寸五分  
南北ノ方二而五間五尺八寸

南北五間壳尺六寸

但西之方ニ而入組地有之、別紙絵図ニ記之

右者我等所持表口五間壳尺六寸、惣裏行拾五間五尺八寸、土

藏壳ヶ所有之、式軒役之家屋敷壳ヶ所宝曆八寅年七月町中<sub>ろ</sub>

買求所持罷在、明和四亥年沽券御改御割印頂戴罷在候處、建物者去ル申年類焼仕、當時地屋敷ニ相成申候、然處右地屋敷之内地尻ニ而右書面間尺之通仕切之土藏相付、軒役之儀も相分壳軒役相付、其方居宅地統ニ付、此度代銀三貫目ニ其方江壳渡銀子請取申候処無紛候、尤右仕切壳渡候義ニ付、親類縁者其外地境并他之障毛頭無之候、為後日永代壳券状依而如件

寛政三年亥五月廿八日

壳主山科岱安

家外 谷村広治

年寄 一文字屋吉三郎

五人組 菱屋利右衛門

乍五人組 菊屋安兵衛  
吹舉人

永代壳渡申地屋敷之事

壳ヶ所 壳軒役 衣棚通豎大恩寺町北半東側地尻

東西北之方二而八間式尺五寸五分  
南北ノ方二而五間五尺八寸

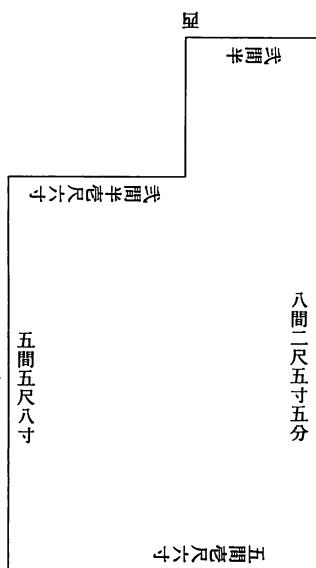
西境 山科泰安

町代 松原政五郎  
梅村七左衛門

右之通買得相違無之候、以上

大文字屋四郎右衛門殿

壳請人 益田碩安



清

紙絵図二記之

南北 五間壳尺六寸

北隣 大文字屋四郎右衛門

土蔵式ヶ所

南隣

藤原孫兵衛

但西の方寺入組地在之、別紙御割印絵図面通之事

右地屋敷土蔵壳ヶ所在之、我等致所持候得共、此度要用在之  
二付、代銀式貫五百目ニ限統二付、其方へ壳渡銀子請取申処  
無紛候、則御割印沽券相渡候、右壳渡候儀ニ付親類縁者其外  
地境并他之障毛頭無之候、若以來如何様之儀申出候共、急度  
埒明可申候、為後日永代壳券状仍而如件

寛政七年卯十二月廿五日 壳主 大文字屋四郎右衛門

年寄 一文字屋吉三郎

五人組 伊勢屋伊助

同 越後屋忠兵衛

吹舉人 菊屋安兵衛

壳請人 大文字屋利兵衛

中辻仙庵殿

家屋敷之事

壳ヶ所式軒半役 衣棚通二条上ル堅大恩寺町北組東側

表口六間半五寸

裏行拾六間

但地尻二面東西六間、南北壳尺六寸式分出張地有之、別

右者表口六間半五寸、裏行拾六間、土蔵式ヶ所在之、式軒半

役之家屋敷壳ヶ所、大文字屋四郎右衛門所持之節、明和四亥  
年沽券御改御割印頂戴仕、四郎右衛門所持籠在候處、南隣山  
科岱安所持表口五間一尺六寸、裏行拾五間五尺八寸、土蔵壳  
ヶ所有之、式軒役之家屋敷壳ヶ所、右地面之内地尻二面東西

北之方八間式尺五寸五步、南之方二面五間五尺八寸、南北五  
間壳尺六寸、仕切之土蔵壳ヶ所壳軒役相附地統二付、寛政三  
亥年五月十日岱安より大文字屋四郎右衛門買得仕、別紙二御割

印頂戴仕、表家屋敷江相附、異之方出張地ニ仕、一緒ニ所持  
罷在、同七卯年十二月同人より中辻仙庵買得仕、文化二丑年十  
一月右仙庵より越後屋七郎兵衛讓請、其後譲伝天保八酉年九  
月祖母清真、父清右衛門、伯父平五郎、右三人より譲請、私所

持罷在候儀相違無御座候、然ル所此度勝手ニ付、右異之方出  
張地東西北之方八間式尺五寸五分、南之方二面五間五尺八寸、  
南北五間壳尺六寸、土蔵壳ヶ所有之地面之内、別紙絵図面黄

引之通仕切之土蔵壳ヶ所、壳軒役相附地統南隣近江屋源助方  
江代銀式貫五百目ニ壳渡、源助所持表家屋敷江一緒ニ相附所  
持仕候ニ付、相残地面右書面間數之通ニ面、是迄之通式軒半  
役ニ面所持仕度、依之是迄頂戴罷在候沽券御割印返上仕、此

度相改候新沽券状ニ御割印奉願上候、右之通地面仕切之壳渡

候儀二付、親類縁者其外他所ら出入差構毛頭無御座候、以上

嘉永五子年七月

持主 越後屋くの

年寄 伊勢屋音之次郎

五人組 丹後屋徳兵衛

同 伊勢屋栄太郎

### 史料28（万覚帳）

慶應三卯三月廿四日

一大恩寺町譲り之控

### 譲状之事

一当町我等所持家屋敷壱ヶ所死後ハ祖母清真、父清右衛門、母だけ伯父平五郎、右三人へ相譲候ニ付、天保八酉年九月十四日譲状差出、御割印頂戴仕置候処、清真、清右衛門、平五郎三人共相果候付、此度相改夫七郎兵衛江譲り渡申処実正也、然上者親類縁者其外他所ら違乱妨申者毛頭無之候、為後日譲リ状仍而如件

### 慶應三卯年

### 譲り主

三月廿四日

越後屋くの

衣棚通堅大恩寺町北組

年寄猪助殿

五人組町中

### 譲り状之事

此黃引之通壱軒役  
江壳渡候地面  
此度南隣近江屋源助方附

五間五尺八寸

一間半

九間五尺八寸

二間二尺五分

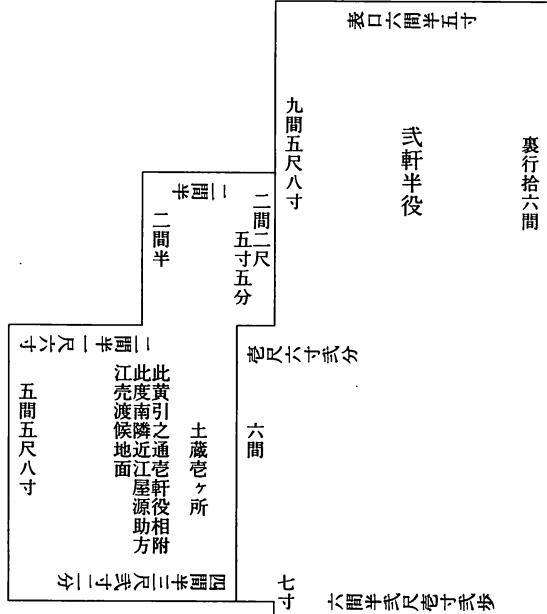
七尺六間

七寸

裏行拾六間

式軒半役

表口長面半柱



一当町我等所持家屋敷壱ヶ所死後ハ母だけ、妻くの、梓清太郎、同喜三郎、娘たか、右五人へ相譲申処実正也、然ル上ハ親類縁者其外他所ら違乱妨申者毛頭無之候、為後日譲り状仍而如件

慶應三卯三月廿四日

譲り主 越後屋七郎兵衛

衣棚通豎大恩寺町

年寄猪助殿

五人組町中

明治四年辛未九月 烂主 安田みす

証人 悅 浅七  
年寄 奥田源兵衛

五人組頭今尾猪助  
吹舉人 片山徳兵衛

壱軒役

一表口四間五尺九寸  
裏行拾六間五尺

北者夷川通  
南隣大文字屋みす

右沽券状御割印無常相済申候事

明治四未九月

一安田みす抱地面此度當方へ売得仕候、券状之写左二

永代壳渡券状

上京式拾番組  
衣棚通二条上ル豎大恩寺町東側

壱軒四分役

表口四間式尺壱寸  
裏行拾五間六尺

北隣上嶋七郎兵衛  
南隣右同人

建物無之全空地

一当町内我等所持屋敷壱ヶ所、我等死後者母たけ、妻くの、

譲り状之事

一右券状之通美濃紙へ写取、組内□□へ壱通差出可申事

右之通相違無御座候、御割印奉願上候、以上

辛未九月

中年寄 森川喜兵衛

添年寄 近津卯助

書面之通申出候、依而奥印仕候、以上

大年寄 猪飼喜右衛門

辛未九月

悴清太郎、同喜三郎、右四人へ相譲り申処寛正也、尤親類  
縁者其外他所より違乱妨申者毛頭無之候、為後日譲り状仍  
而如件

明治四年辛未九月

譲り主  
上嶋七郎兵衛

右御割印奉願上候付、御冥加上納仕候、以上  
辛未九月  
京都御政府  
但し沽券御冥加上納認方  
年寄奥田源兵衛

衣棚通堅大恩寺町

年寄  
奥田源兵衛殿

町 中

一銀式両

一銀毫両

一錢式百文

一錢三百文

一錢三百文

右之通

金イ両セ朱  
銀サヌセツ、  
銭八百文 工セ入

同竹蔵  
番人六兵衛  
非田院彦兵衛  
番親方

一当町上嶋七郎兵衛所持(テキマコ)屋敷壹ヶ所、七郎兵衛死後母たけ、  
妻くの、悴清太郎、同喜三郎、右四人へ相譲候旨町中へ譲  
り状差出候付、乍恐御割印被下置候様奉願上候、以上

上京拾 番組

衣棚二条上ル堅大恩寺町

年寄  
奥田源兵衛

明治四年辛未年九月  
五年組頭今尾猪助  
譲り主 上嶋七郎兵衛

町衆名前 ○印町住  
北より

西側

東側

○播磨屋惣兵衛

○河内屋伝兵衛

○越後屋伊右衛門

越七抱屋敷

乍恐口上書

上京式拾番組

衣棚通二条上ル堅大恩寺町

一錢五百文

上嶋七郎兵衛

譲り状壹通

- 松屋貞円  
○ 備後屋市兵衛  
○ 升屋十郎兵衛  
○ 井筒屋長兵衛  
○ 花屋弥七  
○ 七文字屋明順  
○ 近江屋利兵衛  
○ 井筒屋源藏  
○ 亀屋市兵衛  
○ 井筒屋長兵衛  
○ 越後屋とよ  
会所勘介  
近江屋定吉  
代蛭子屋喜兵衛  
近江屋外次郎  
代同人  
○ 井筒屋忠兵衛  
○ 西村屋佐助  
井筒屋新介  
近江屋五郎左衛門  
井筒屋辰  
井筒屋辰  
代卯兵衛  
井筒屋忠兵衛  
井筒屋民  
井筒屋辰  
一  
右二而一ヶ所  
右差送ル  
金工両と  
三十三貫九百四十三匁一分四  
銀セシマバウ舟ツシマイ入ツ  
三十四貫三百九十八匁一分四  
銀ニセシツバマ舟ウシチイ入ツ  
三十四貫三百九十八匁一分四  
凡イ割掛リ  
一十月十四日死後讓相濟左之通
- 讓狀之事
- 一當町我等所持之家屋敷三ヶ所我等死後ハ妻くの、憚清次  
郎ハ兩人江相讓申処実正也、然ル上ハ親類縁者其外他所
- 壱ヶ所一軒役 古券三通
- 越後屋孫兵衛  
○ 七文字屋明順  
越後屋吉兵衛  
菱屋多兵衛  
○ 伊勢屋嘉兵衛  
大黒屋六兵衛  
井筒屋熊吉  
○ 越後屋とよ  
表間 三間毫尺八寸  
裏行 十三間四尺  
壱ヶ所一軒役  
表間 三間毫尺八寸  
裏行 十三間四尺  
壱ヶ所一軒役  
表口 十三間五尺五寸  
裏行 〔+廿四〕  
壱ヶ所一軒役  
表口 弐間毫尺弐寸  
裏行 〔+廿四〕  
壱ヶ所一軒役  
表口 〔+廿四〕  
裏行 〔+廿四〕  
壱ヶ所一軒役  
表口 〔+廿四〕  
裏行 〔+廿四〕

5違乱妨申者毛頭無之候、為後日讓狀仍而如件

文化三年寅十月十四日 謙主

越孫5町中江被出候書付之写

越後屋七郎兵衛

一札之事

新町通二条新町  
年寄伊右衛門殿  
五人組町中

右御役所へ罷出候年寄伊右衛門殿、五人組卯兵衛殿両人、勘介見舞井忠殿帰り懸ヶ於菴伝酒飯申付ル

入用式メハ百九十五文

代セシカマ入

一下代鶴銅茂右衛門殿此度別段苦勞有之候故、町建之外ねた

り有之候故、南鏡一片遣之

一安藤忠兵衛殿相招一獻可進之処、慎中二付

鰐タヌキ 壱本ナガタク 一羽イヒ ナガタク

若みとり 二升サツ

一帳切之節座葉子差出し候

代エマ入

是迄

惣メセシツメツ舟サシマ、ツツ屋二十四貢四百五十三匁四

イ割イ歩イサ当二三 二十五

押小路鳥丸東江入町

加賀屋作兵衛 判

東洞院二条上ル町

判

文化三年寅十月

越後屋孫兵衛 判

奈良物屋三右衛門判

上河原町生洲町北組

三文字屋与兵衛判

松屋町丸太町上ル町

井筒屋庄藏 判

夷川新町東江入町

越後屋忠兵衛 判

判

奈良物屋平七 判

引取 御幸町御池下ル丁 伯屋善兵衛

丸太町両替町東江入町 伊勢屋六兵衛

かり主

六日行事

新町二条上ル町

年寄伊右衛門殿

五人組町中

家主七郎兵衛殿

請人 西洞院夷川上ル丁 白木屋武右衛門  
引取人 新町下立壳下ル丁 松屋藤八

かり主 松屋伊八

三月十八日

一下御靈御千度有之、則弘祖様御出勤

廿九日

一 越孫殿門口へ夜前捨子致し候ニ付、年寄迄御挨拶御出勤

并町中

四月廿二日

一 捨子死去致し右片付割合入用

錢イ貰五百三十サ舟マシ文

五月廿八日

一 井筒屋新左衛門殿名前弘メ三本木於八木に參会有之、弘

祖様 御出勤、四ツ時五時夜八ツ時迄

一七月三日 算用寄合、弘祖様御出勤

則シセ、出銀

一極月四日 算用寄合

辰春改

一 初寄会并茶番勤ス、又□後茶番

近江屋五郎左衛門殿借家請判

請人 柳馬場二条上ル丁 伯屋新右衛門

卯春改  
正月廿三日  
一 近江屋定吉殿借家請判行事

請人 東洞院夷川上ル丁 雁金屋庄兵衛

引取人 新町六角下ル丁 円山莊曾

かり主

二月三日

一十二月三日 算用寄合則茶番相勤  
金イ貰五百三十歩七朱 くゝり出ス  
錢マ舟文卯春改  
正月廿三日

一 近江屋定吉殿借家請判

一 下御靈御千度有之、則弘祖様御出勤

廿九日

一 越孫殿門口へ夜前捨子致し候ニ付、年寄迄御挨拶御出勤

并町中

四月廿二日

一 捨子死去致し右片付割合入用

錢イ貰五百三十サ舟マシ文

五月廿八日

一 井筒屋新左衛門殿名前弘メ三本木於八木に參会有之、弘

祖様 御出勤、四ツ時五時夜八ツ時迄

一七月三日 算用寄合、弘祖様御出勤

則シセ、出銀

一極月四日 算用寄合

辰春改

一 初寄会并茶番勤ス、又□後茶番

近江屋五郎左衛門殿借家請判

請人 柳馬場二条上ル丁 伯屋新右衛門

二月三日

三月十八日

一 初寄合

御靈御千度

七月三日

一 算用寄合

九月十八日

一 御靈御千度

極月三日

一 算用寄合

已春改

二月三日

一 初寄合

三月十八日

一 御千度 百四十八文出錢

丸太町若狭ニテ酒飯在之

六月四日

一 井筒屋徳兵衛殿家屋鋪壱ヶ所此度千切屋市兵衛殿居成買得

在之

右代銀壱ヶ七百目 町切

此廿分一 八十五匁

右五十四軒役割

一 軒役壱匁五分七四

右分一錢五百三文

到来 三軒役分

右挨拶として年寄但三軒并千切屋へ参る

源助代勤

嘉永四亥年十月五日

一 高倉通竹屋町上ル坂本町町中持家屋鋪式ヶ所、同町吹挙人  
亀甲屋茂兵衛殿御世話ヲ以売得致候、尤酒造株諸道具附ニ  
而がらり代銀三拾四貫目町分江相渡、則沽券状都合四通酒  
造株印札請取、帳切相済、翌御役所表御割印無滞頂戴仕候

事

一 讓り状之事

(空白)

壱軒役

一家屋敷壱ヶ所 表口三間 壱尺

代銀五貫目 裏行拾式間半

土蔵壱ヶ所

代銀五貫目

北隣 橋屋伊兵衛

南隣 越後屋七郎兵衛

壱軒半役

一家屋敷壱ヶ所 表口五間 一尺三寸  
裏行拾五間 式尺 式寸五分

土藏壱ヶ所

代銀八貫目

北隣 越後屋七郎兵衛

南隣 右同人

半軒役

一家屋鋪壱ヶ所 表口 式間式寸  
裏行 拾五間式尺式寸五分

但地尻異之方二而出張地有之候

代銀式貫目 御割印絵図面之通二候事

北隣 越後屋七郎兵衛

南隣 河崎屋惣平

△右三ヶ所ニ而壱ヶ所

毫軒役

一家屋敷壱ヶ所 表口 式間三尺  
裏行 拾五間式尺式寸五步

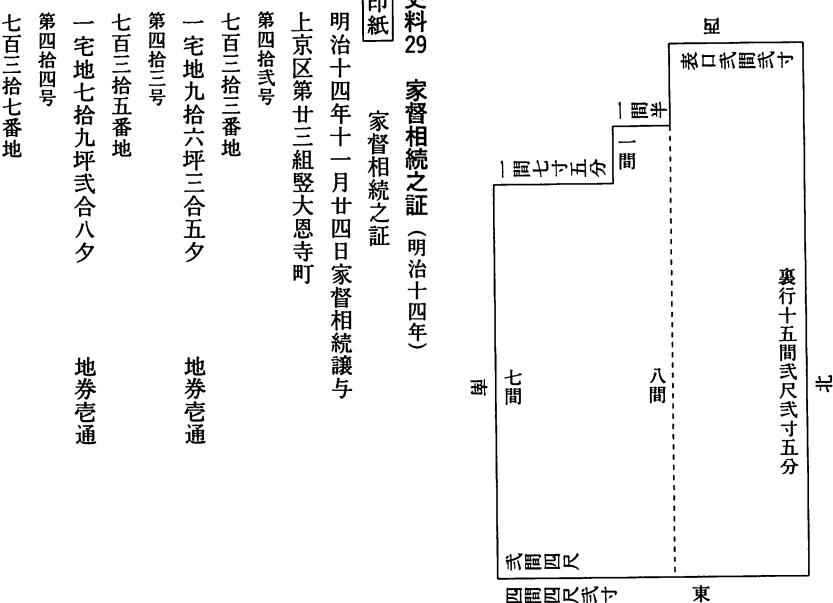
但地尻艮之方二而東西拾間式尺式寸五分

南北三尺欠地有之

代銀式貫九百目

北隣 藤屋淨真

南隣 織田恭里



一宅地百弐拾六坪四合七夕

地券壹通

第四拾五号

右三ヶ所之地ニ渉ル

一建家 四ヶ所  
土藏 三ヶ所

別紙概略図面之通

右地所建物等這回当家相続トシテ譲与候条、自今戸主トシテ

所有權ヲ帶ルモノトス、依テ家督相続譲状如件

明治十四年十一月廿四日

上京区第廿三組堅大恩寺町  
譲主 上鳴七郎兵衛印

相続人 上鳴清太郎殿

明治十四年十一月廿四日首掲之宅地建家ヲ以当家相続譲受候

也

上京区第廿三組堅大恩寺町

上鳴清太郎印

七百三拾三番地

前書之通相違無之候也  
戸長 福井株吉

史料 30 (上京区堅大恩寺町建家略図) (明治十四年)

明治十四年十一月廿四日家督相続譲与

上京区第廿三組堅大恩寺町七百三拾三番地外二ヶ所

建家略図

第四拾五号

前書之通相違無之候也

戸長 福井株吉印

明治十四年十一月 日 譲主 上鳴七郎兵衛印  
上京区第廿三組堅大恩寺町  
相続人 上鳴清太郎殿

七間	建家	五間半	土藏	一間半	土藏	七百三拾七番地
		四間半	建家	五間半	建家	
		二間	土藏	六間	建家	
			土藏	四間	四間	口表

史料 31 営業上二付先代之名称承襲願（明治十四年）

営業上二付先代之名称承襲願

上京区第廿三組豎大恩寺町

相続譲り受主 上鳴清太郎

相続譲り主 上鳴七郎兵衛

右ハ這回実父七郎兵衛ヨリ家督相続譲り受候ニ付テハ、累代七郎兵衛ヲ以営業仕来リニ付、戸主ニ於テ七郎兵衛之名称ニ無之テハ営業上都テ差間候ニ付、先代之名称承襲仕度、依テ譲リ主七郎兵衛義ハ清右衛門ト改称仕、清太郎義七郎兵衛ト承襲仕度候間、何卒御許容被成下度、比段奉願上候、以上

右

明治十四年十二月十二日 七郎兵衛七男 上鳴清太郎印  
相続人

右清太郎実父

上鳴七郎兵衛印

前書之通申出候ニ付奥印仕候也

戸長 福井謙吉印

上京区長杉浦利貞殿

庶第五百八拾九号

書面願之趣聽届候事

明治十四年十二月十三日

京都府上京区区長 杉浦利貞